

吉備国際大学研究紀要
(国際環境経営学部)
第20号, 1-12, 2010

離婚時年金分割制度における「合意分割」に関する一考察

生駒 俊英

Pension Division by Agreement

Toshihide IKOMA

キーワード：離婚、年金分割、財産分与

I はじめに

「離婚時年金分割制度（以下、「本制度」とする。）」は、2004年第159回国会において、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）」等¹により導入されたものである。これにより2007年4月から、原則当事者の協議により年金²の分割割合（法文上「請求すべき按分割合」）を定めた上で、社会保険庁（法文上「社会保険庁長官」）に、保険料納付記録の分割を請求することができる「合意分割」³が可能となり、続いて2008年4月からは、専業主婦に代表される第二号被保険者（法文上「特定被保険者」）の被扶養配偶者は、当事者の合意がなくても2008年4月以降の他方配偶者の婚姻期間（法文上は「特定期間」）における保険料納付記録の2分の1を、社会保険庁に分割請求できる「3号分割」が可能となった。「本制度」導入の理由としては、離婚した女性の高齢期の所得水準が低くなるという問題への対応、民法上認められている財産分与と同様に、厚生年金についても分割を行える仕組みを創設する事の2点があげられている⁴。しかし、「本制度」は、

制度導入にあたってさほど議論を尽くすことなく成立に到っており⁵、制度導入当初から、それまで離婚の際に年金を扱ってきた財産分与との関係、裁判所が「合意分割」の按分割合を決定する際の基準、「本制度」に含まれる「3号分割」、「合意分割」の2つの制度の整合性等について、様々な指摘がなされてきた⁶。

本稿では、従来より指摘されてきた問題点の一つである、裁判所が「合意分割」の按分割合を決定する際の基準について、中心に取り上げることとする。この問題は、民法、社会保障法の双方の領域に関連する「本制度」を、どのように位置付けるのかという重要な問題を含んでおり、この点について考察することにより、その他の「3号分割」、「合意分割」の整合性の問題、財産分与との関係についても、示唆があたえられるものと思われる。制度施行3年目をむかえるにあたって、国民の利用し易い、よりよい制度の構築に向けて、実際の運用状況、裁判例、学説等を踏まえて検討していく。

II 運用状況

実際の運用状況については、社会保険庁及び最高裁判所事務総局家庭局より公表されている。裁判例についても数件公表されているので、これらを踏まえて、現在までの「合意分割」に関する運用状況を明らかにしたい。

1 公表されている統計より

平成19年4月から12月における、社会保険庁への年金分割請求件数は、7,047件に上る⁷。同時期の離婚件数が約19万件である事を踏まえると、利用は制度導入当初の期待に反して、低調であるものと思われる。理由は様々に考えられるが、婚姻期間が長くない夫婦が離婚する場合には、「本制度」の利用による財産的な価値があまり想定できないことや、実際に年金を受給するまでに長期間を要する為、「本制度」を利用しない代わりに、財産分与を重視するといった解決方法も行われているものと推測される。裁判所が関与したものについて、「離婚時年金分割に関する事件の概況」⁸によれば、同期間に既済となった年金分割事件の状況は、総数3,003件であり、終局事由別にみると、審判認容290件、調停成立2,710件、24条審判3件である。

審判においては、290件のうち287件が按分割合50%としており、40%以上50%未満が2件、20%以上30%未満が1件となっている。審判では、大部分が按分割合50%と判断されていることがわかる。

調停においては、2,710件のうち2,446件が按分割合50%としており、40%以上50%未満が138件、30%以上40%未満が75件、20%以上30%未満が39件、10%以上20%未満が8件、10%未満が4件となっており、審判に比べて、若干のばらつきが見られるものの按分割合50%とするのが、大部分を占めることに変わりはない。

社会保険庁への年金分割請求件数が、7,047件であるのに対して、同期間の裁判所での既済件数が、3,003件であるのを踏まえると、裁判所における判

断・運用といったものが重要な役割を果していることが理解できる⁹。そこで、次に裁判例を見ていく。

2 裁判例

「合意分割」において按分割合を定めるには、まず初めに当事者の協議が行われ、当事者の協議が成立しない場合には、調停、審判、離婚訴訟における附帯処分によってなされる。その際、「家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。」(厚年法78条の2第2項)としており、この財産分与類似の規定をどのように解釈、運用するのかが問題となってくる。

(1) 松山家裁平成19年5月31日¹⁰ (認容・確定)

事案の詳細は、公表されていないが、審判に付されている(別紙1)「年金分割のための情報通知書(厚生年金保険制度)」から判断すると、婚姻期間は、昭和57年から平成19年までであり、妻(申立人)から夫(相手方)に対して、年金分割について請求すべき按分割合を0.5と定めることを求める審判が申し立てられた。

裁判所は、「対象期間における保険料納付に対する夫婦の寄与は、特別の事情がない限り、互いに同等と見るのを原則と考えるべきである…」と述べたうえで、「本件においては、相手方から書面照会に対する回答書の提出もなく、かかる特別の事情があると認めることはできないから、…年金分割についての請求すべき按分割合を、0.5と定めるのが相当である。」とした。

(2) 札幌高裁平成19年6月26日¹¹ (抗告棄却・確定)、釧路家裁平成19年5月18日¹²

夫(相手方・抗告人)と妻(申立人・相手方)は、昭和46年に婚姻し、平成19年に調停離婚した。妻から年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と

定めることを求める審判が申し立てられた。

原審判では、「…婚姻中の夫婦における被用者年金は、基本的に夫婦双方の老後のための所得保障としての意義を有しているから、婚姻期間中の保険料納付や掛金の払込みに対する寄与の程度は、特段の事情がない限り、夫婦同等とみるのが相当である。」と述べ、相手方が、対象期間（婚姻期間）における保険料納付及び掛金の払い込みに対する当事者の特別な寄与の程度について、特段の主張及び立証はしておらず、特段の事情は認められないとして、按分割合を0.5と定めるとした。

これに対して、夫の方から、定年退職する7年前から別居し、定年退職した後は家庭内別居（7年間）をしているとして、抗告がなされた。裁判所は、原審判と同様、「…婚姻期間中の保険料納付や掛金の払い込みに対する寄与の程度は、特段の事情がない限り、夫婦同等とみ、年金分割についての請求割合を0.5と定めるのが相当である…」と述べた上で、本件について、「…抗告人が主張するような事情は、保険料納付や掛金の払い込みに対する特別な寄与とは関連性がないから、上記の特段の事情に当たると解することはできない。」として、抗告を棄却した。

(3) 名古屋高裁平成20年2月1日¹³ (抗告棄却・許可抗告棄却・確定)、岐阜家裁平成19年12月17日¹⁴

夫（相手方・抗告人）と妻（申立人・相手方）の婚姻期間は、昭和54年から平成19年（332か月）までであり、そのうち昭和63年から平成元年（13か月）、平成5年から平成16年（142か月）の間、夫は単身赴任をし、平成17年から平成19年（31か月）の間は別居期間があったものと認められている。妻から年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定めることを求める審判が申し立てられた。

原審判では、「請求すべき按分割合を定めるに当たって考慮する対象期間における保険料納付に対する夫婦の寄与の程度は、特別な事情がない限り、互いに同等と見るのが相当である…」と述べた上で、

和解離婚において成立した和解内容（年金分割について別途解決すること）等も考慮した上で、相手方が主張した申立人と相手方の婚姻期間中における借金、同居期間が婚姻期間の約半分であること等の事情を特別な事情ということとはできないとして、按分割合を0.5と定めるとした。

これに対して、夫から、①抗告人と相手方との短い同居期間、②婚姻期間中における抗告人の借金、相手方の浪費・蓄財、③抗告人と相手方の相互扶助の欠如が特別な事情に該当し、按分割合0.5とするのは誤りだとして即時抗告がなされた。裁判所は、厚年法78条の2第2項について、「…厚生年金保険等の被用者年金が、婚姻期間中の保険料納付により、主として夫婦双方の老後の所得保障を同等に形成していくという社会保障的性質及び機能を有していることに鑑みれば、年金分割における被扶養配偶者の按分割合を定める際、上記一切の事情を考慮するにあたっては、特段の事情がない限り、その按分割合は0.5とされるべきである。」と述べ、別居期間について、31か月間に止まるため、上記制度趣旨から、原則的按分割合0.5を変更すべき特段の事情には当たらないと解するのが相当であるとした。また、単身赴任期間を有する事や婚姻期間中に抗告人に借金が生じた事等に関しても、特段の事情に該当しないとした。

(4) 広島高裁平成20年3月14日¹⁵ (抗告棄却・許可抗告棄却・確定)、広島家裁平成20年2月18日¹⁶

夫（相手方・抗告人）と妻（申立人・相手方）は、平成12年に婚姻し、平成17年4月から別居、平成19年8月に離婚した。妻から年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定めることを求める審判が申し立てられた。

原審判では、「対象期間における保険料納付に対する夫婦の寄与は、特別な事情がない限り、互いに同等と見るのを原則とすべきである。」と述べた上

で、相手方が主張した約7年6か月の婚姻期間のうち同居期間は約5年1か月に過ぎない事、申立人が婚姻期間中約840万円を浪費又は隠匿した事等について、特別の事情にあたと認められず、按分割合を0.5と定めるとした。

抗告審では、抗告人が、①年金分割の按分割合を定めるに当たり破綻別居の期間は貢献度なしとして考えるべきである、②婚姻期間中に相手方が約840万円を浪費又は隠匿した事実は貢献度が低いものとして考えるべきである、と主張した点について、①については、「…按分割合を定めるに当たって、事実上の離婚状態にあることが客観的に明白な破綻別居期間を対象の婚姻期間から除外すべきであるとしても、別居したことから直ちに、婚姻関係が破綻して事実上の離婚状態になっていたものとはいえず、本件記録を精査しても、按分割合を定めるに当たって斟酌しなければ不相当というべきまでの明白な破綻別居期間の存在を認定することはできない。」と述べ、②についても、「抗告人が主張する浪費又は隠匿に係る事実があったとしても、当該事項は、離婚に伴う財産分与等で解決すべき事項であるから、上記事実は、前記の特別の事情に当たるものと認めることはできない。」として、本件抗告を棄却した。

(5) 静岡家裁浜松支部平成20年6月16日¹⁷（却下・確定）

申立人（妻）と相手方（夫）は、昭和52年に婚姻し、平成19年に協議離婚した。当事者双方は、平成16年ころ、相手方が平成18年度から受領する年金について、その半分を申立人の生活費のために分与することを約束し、その旨の覚書を作成し、これを申立人に交付した。そして、平成19年4月ころ、「平成19年×月より支給される共済年金は、全額B（相手方）が受け取るものとする。年金分割制度によるA（申立人）の取り分は、これを全て放棄する。」との条項を含む離婚協議書を連名で作成した。離婚協議書

は、申立人と相手方とが話し合いをした後に、申立人が離婚協議書を作成した数日前に下書きを書き、相手方にそのとおり清書してもらった上で、連名で作成した。話し合った上で離婚協議書を作成したので、作成時に申立人と相手方との間には何らのトラブルもなかった。しかし、いざ離婚するにあたって、申立人と相手方が財産や、年金についての話し合いをすることになり、申立人が年金を欲しい旨述べたのに対して、相手方は拒否した。そこで、申立人は、平成16年に作成された覚書では、平成18年度より受領する年金について、その半額を生活費として分与すると記載されているので、年金分割についての合意がなされていると主張し、年金分割についての請求すべき按分割合を、0.5と定める審判を求めた。

裁判所は、「…離婚当事者は、協議により按分割合について合意することができるのであるから、協議により分割をしないと合意することができるころ、本件においては、申立人と相手方との間には、離婚協議書による離婚時年金分割制度を利用しない旨の合意がある。このような合意は、それが公序良俗に反するなどの特別の事情がない限り、有効である」と述べ、離婚協議書作成の経緯等を踏まえて、この合意を無効とする事情は存しないとした。

(6) 東京家裁平成20年10月22日¹⁸（認容・確定）

申立人（妻）と相手方（夫）は、昭和52年に婚姻し、平成6年から別居、平成19年に裁判により離婚した。申立人から年金分割についての請求すべき按分割合を0.5とする申し立てがなされた。

相手方は、婚姻期間約30年のうち別居期間である約13年間は、保険料納付に対する申立人の寄与がゼロであったことが考慮されるべきであると主張した。裁判所は、「…対象期間における保険料納付に対する夫婦の寄与は、特別の事情がない限り、互いに同等と見るのを原則と考えるべきである。なぜなら、被用者年金の中心となる老齢基礎年金は、その

性質および機能上、基本的に夫婦双方の老後等のための所得保障としての社会的意義を有しているものであり、離婚時年金分割制度との関係においては、婚姻期間中の保険料納付は互いの協力によりそれぞれの老後等のための所得保障を同等に形成していくという意味合いを有しているものと評価すべきであって、いわゆる3号分割に関する厚生年金保険法78条の13に示された「被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものである」という基本的認識は、特別の事情のない限り、いわゆる合意分割に関しても妥当するものと考えられるべきであるからである。そして、法律上の夫婦は、互いに扶助すべき義務を負っており（民法752条）、仮に別居により夫婦間の具体的な行為としての協力関係が薄くなっている場合であっても、夫婦双方の生活に要する費用が夫婦の一方または双方の収入によって分担されるべきであると同様に、それぞれの老後等のための所得保障についても夫婦の一方または双方の収入によって同等に形成されるべき関係にある。」と述べた上で、本件について、「平成6年の別居後も、当事者双方の負担能力にかんがみ相手方が申立人を扶助すべき関係にあり、この間、申立人が相手方に対し扶助を求めることが信義則に反していたというような事情は何ら見当たらないから、別居期間中に関しても、相手方の収入によって当事者双方の老後等のための所得保障が同等に形成されるべきであったというべきである。」として、相手方の主張は保険料納付に対する夫婦の寄与が互いに同等でないとするべき特別の事情にあたるとはいえないとして、按分割合を0.5と定めるとした。

3 小括

公表された裁判例をみると、(5)を除いて（以下、Ⅱ2でとりあげた裁判例については、(1)～(5)の番号で表わす。）、「合意分割」における按分割合につ

いて、すなわち厚年法78条の2第2項に規定する「当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度」、「その他一切の事情」について判断したものである。婚姻年数に関しては、(4)を除くと、全て25年を超える長期間の婚姻期間を経て、離婚に到った事案である。また、別居期間に関しては、それぞれ相違があるものの全ての事案で、按分割合を0.5と判断しているのは、興味深い点である。各々の事案を仔細に眺めると、全ての事案において、按分割合が0.5となる理由付けとして、「対象期間における保険料納付に対する夫婦の寄与は、特別の事情がない限り、互いに同等と見るのを原則と考えるべきである」との点をあげており、保険料納付に対する婚姻期間中における夫婦の寄与は、原則同等であるとの考えは、確立したもののようである。そして、夫婦の寄与を同等とする理由としては、被用者年金部分が夫婦双方の老後の所得保障としての社会的機能を有している点に求めていた(2)、(3)、(6)。また、原則夫婦の寄与を同等とする事の例外にあたる「特別の事情」について、夫からの別居期間の主張に対しては、「保険料納付や掛金の払い込みに対する特別の寄与とは関連性がない」(2)、「別居期間についても31か月に止まるため、上記制度趣旨から、原則的按分割合0.5を変更すべき特段の事情には当たらない」(3)、「本件記録を精査しても、按分割合を定めるに当たって斟酌しなければ不相当というべきまでの明白な破綻別居期間の存在を認定することはできない」(4)、「仮に別居により夫婦間の具体的な行為としての協力関係が薄くなっている場合であっても、夫婦双方の生活に要する費用が夫婦の一方または双方の収入によって分担されるべきであると同様に、それぞれの老後等のための所得保障についても夫婦の一方または双方の収入によって同等に形成されるべき関係にある」(6)とそれぞれ述べられており、別居期間が、「特別の事情」には該当しない点は一致しているものの、その理由付

	婚姻期間	別居期間	按分割合
(1) 松山家裁 平成 19 年 5 月 31 日	約 25 年	不明	0.5
(2) 札幌高裁 平成 19 年 6 月 26 日	約 36 年	約 14 年（うち 7 年家庭内別居）	0.5
(3) 名古屋高裁 平成 20 年 2 月 1 日	約 28 年	約 2 年半	0.5
(4) 広島高裁 平成 20 年 3 月 14 日	約 7 年	約 2 年半	0.5
(5) 静岡家裁浜松支部 平成 20 年 6 月 16 日	約 30 年	不明	離婚協議書により放棄
(6) 東京家裁 平成 20 年 10 月 22 日	約 30 年	約 13 年	0.5

けについては、裁判所によって異なっていた¹⁹。

どの事案も、財産分与との関係で述べているものではなく、按分割合については、独立して判断がなされているようである。

その他、(4) の広島家裁では、離婚訴訟において、当事者間に債権債務がない旨のいわゆる清算条項を含む裁判上の和解をしたとしても、請求すべき按分割合に関する処分事件の申立てを妨げるものではないとした点は、今後の「本制度」利用において、注意すべき点であろう。また、裁判例 (5) では、当事者が取り決めた年金分割制度の権利を放棄すると離婚協議書について、作成の経緯等を踏まえて公序良俗に反する特別の事情がない限り、有効であるとした。

Ⅲ 学説の動向

次に、「合意分割」の按分割合を決定する際の基準について、学説上述べられているものを取りあげてみる。

裁判官からの指摘²⁰であるが、3号分割における保険料を共同して負担したものであるとの基本的認識は、合意分割の場合においても基本的には変わる

ことなく、対象期間における保険料納付に対する夫婦の寄与の程度は、特別の事情のない限り、互いに同等とみるのが制度の趣旨と解されるものとする。そして、年金分割は財産分与とは異なる制度であり、財産分与よりも2分の1の原則が強いものとして、同居期間に当然に比例して割合が決まるものではなく、別居期間があっても、原則としては2分の1と考え、別居期間が長期間に及んでいることやその原因等については、例外的な取扱いに関する考慮事情とするにとどめるのが相当であると述べられる。同じく他の裁判官からの指摘においても、「合意分割の制度の施行前、東京家裁の裁判官の間でも検討をしてみました。2分の1以外の割合にすべき具体的なケースを想定するのは困難でした。」²¹と述べられる。現場の裁判官からは、財産分与より強い原則2分の1という位置付けがなされている²²。

一方、研究者の中には、より財産分与に近い形で、夫婦の協力を評価するという年金分割制度の目的に照らして、破綻別居の期間は除外すべきであろうとするもの²³、「…年金分割については対象期間は法定されており、別居期間を按分対象から除外することはできない。そこで、清算割合の問題として考慮

し、別居期間については分与請求者（第2号改定者）に保険料納付に対する寄与がないものと考え、それに応じた比率により分割割合を減ずることにより調整することになる。」²⁴、との指摘がなされる。また、立法論に属するものと思われるが、按分割合について現在の上限である2分の1を超える場合があってもよいのではないかと、との指摘もなされる²⁵。

また、「本制度」全体について、「…現在の按分割合の上限を絶対視することなく、年金分割制度の実施状況、夫婦財産制の改正の動き、離婚の推移・態様等を踏まえ、制度の見直しを行なっていく必要がある。」²⁶と述べられる。

IV 考察

以上の運用状況及び学説を踏まえて、「合意分割」の按分割合を決定する際の基準について、考察を行いたい。

条文上は、「当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。」

（厚年法78条の2第2項）と規定しており、按分割合の決定に際しては、「保険料納付に対する当事者の寄与の程度」、「その他一切の事情」の二つが考慮事項となる。そして、「当事者の寄与の程度」を明文であげていることから、清算的要素を重視し、また「その他一切の事情」をも考慮するとして、補充的に慰謝料的要素や扶養的要素をも考慮して、請求すべき按分割合を定めることも否定しないと考えられている²⁷。このように財産分与類似の規定となったのは、制度導入にあたり目的の一つとしてあげられた、「民法上認められている財産分与と同様に、厚生年金についても分割を行える仕組みを創設する」との点からと思われる。

上記の条文の理解に基づき、裁判例では、「対象期間における保険料納付に対する夫婦の寄与は、特別の事情がない限り、互いに同等と見るのを原則と

考えるべきである」と示し、清算的要素を考慮している点を明らかにしていた。そして、夫婦の寄与を同等とする理由については、年金が、「夫婦双方の老後の所得保障としての社会保障的機能を有している」点に求めていた。また、別居期間の扱いについて、財産分与と同様に考えると²⁸、「本制度」においても、夫婦の寄与を同等とする原則の例外を示す「特別の事情」に該当し、控除するか、あるいは減額するという学説上述べられていた考えと一致するものと思われる。しかし、裁判例では、別居期間を有していても、按分割合0.5と処理しており、民法上の財産分与とは異なった運用がなされていた。

このように学説、裁判例では、厚年法78条の2第2項の解釈に相違が生じている。これは、「本制度」が民法、社会保障法の分野に属する制度であり、その対象とする「年金」が有する性質（「世代間扶養」と捉える考え方の定着²⁹）・役割（老後の所得保障としての役割³⁰）に起因するものと思われる³¹。つまり、「本制度」を民法上の制度（財産分与と同様に）として捉えると、清算的考慮において別居期間は控除あるいは減額されるべきであるし、社会保障法上は、対象とする年金という性質からも、民法とは異なる一定の制約を受ける事から、異なった扱いがなされると考えられる。では、どのように考慮すべきであろうか。民法学の視点から「本制度」を捉えてみると、年金の保険料は、被用者と使用者が2分の1ずつ負担することとしており（厚年法82条）、負担について、被用者の負担部分は、給料から天引きする形で徴収される。そして、被用者の負担部分は、先の夫婦の寄与を同等と見ることによって、解決されるのかもしれないが、使用者負担部分はどのように理解するのであろうか。使用者負担部分については、被用者に対する負担と捉えるべきではないだろうか³²。確かに制度設計として年金制度は、世帯単位で設計されているが、単身世帯と夫婦の一方が働く片働き世帯で、使用者の負担の性質が異なる

ものと捉えられるのか、また厚生年金保険法の法目的³³からも、被用者に対する負担として位置付けるべきではないだろうか。さらに、裁判所においても、「保険料納付に対する当事者の寄与の程度」、「その他一切の事情」から按分割合を決める事となるが、給料から天引きの形で徴収される保険料の納付に対して、裁判所が示す、夫婦の寄与を同等する原則を覆す「特別の事情」を想定できるであろうか。裁判例でも、財産分与の清算的要素において考慮される事項（別居期間、浪費、多額の債務）については、「特別の事情」には該当しないものとした³⁴。以上より、「本制度」が対象とする、老後の生活保障としての役割を担う年金は、財産分与で対象とする通常の財産と同様に扱えないし、民法上の財産的な考え方を持ち込み、解決すべきでないと思われる³⁵。そこで、立法論としては、「本制度」をより社会保障法上の制度に親和的に捉え、一律2分の1として分割することが望ましいと思われる。現時点においては、裁判例が示しているように、原則按分割合0.5として運用していくことで対応すべきと考える。このように、社会保障法上の制度という事を重視すると、「3号分割」との整合性も保てるものと思われる。そもそも、「3号分割」は、どのような事情が存在しようとも一律按分割合0.5としている為、「合意分割」において財産的な要素を加味しようとするればするほど、整合性が保てなくなるからである。

また、上記の考えからすると、「合意分割」の按分割合の決定に際して、財産分与の結果によって割合を変えろという事は、行われるべきでないと考えられる。本来、社会保障法上の制度として設立されている年金制度について、その割合を当事者の意思に委ねて決められる事は望ましくなく、従来財産分与によっても、離婚後の女性が貧困に陥る割合が高くなっている現状を踏まえると、当事者の協議に委ねる事について、同様の懸念が生じるからである。しかし、反対に「本制度」の結果を考慮して、財産分

与の額を決定するということは、あり得ると思われる。つまり、長期間の婚姻期間を経て離婚に至った場合³⁶、「本制度」による年金額の見込みを踏まえて、財産分与における扶養的要素を考慮するという事である。

財産分与との関係における今後の課題としては、例えば離婚時に夫（第一号改定者）が既に年金受給年齢に達しており、妻（第二号改定者）が数年後に受給年齢に達する場合に、当事者の協議等によって定まった按分割合について、社会保険庁へ改定請求をすると、元夫は翌月からそれに基づいて減額された年金額を受給する事となる。一方、元妻は自身が受給年齢に達するまでは年金を受給する事ができない。そこで、元妻が受給年齢に達するまでは、元夫の減額改定を停止し、扶養的財産分与において考慮し、受給年齢に達した後は改定により、元妻が自身の年金を受給するという解決ができないであろうか。当事者間では、このような取り決めも可能と考えられるが、社会保険庁への改定請求については、離婚後2年という制約がある為、その範囲内でしか利用できないものとなる。また、その期間中に元夫が亡くなった場合には、1か月以内に改定請求をしなければならず（厚年法施行令3条の12の7）、その不利益は元妻が負わねばならない。

その他の点として、当事者の合意によって、「合意分割」の利用を放棄することについて、裁判例(5)では、当事者の離婚協議書の作成経過を踏まえ、公序良俗に反しない限りにおいて、有効であるとした。年金の持つ役割及び「本制度」が年金額を分割するものではなく、保険料納付の記録を分割する制度であるという点を踏まえると、当事者間の「本制度」の利用を放棄する取決めには、慎重であるべきと思われる。裁判所においても、当事者の合意形成過程を重視して判断するのではなく、年金に代替し得るものの取決めがなされているのか否かを重視すべきではなかろうか。「3号分割」においては、直接、社

会保険庁に請求できる公法上の請求権の為に、仮に「当事者双方は（3号分割についても）年金分割の請求をしない」という条項を設けたとしても、年金分割請求権の行使を、直接制約することはできないと解されている事³⁷との整合性においても、「合意分割」の利用の放棄は、これに代替する方策が用意されていない限りは、原則認められるべきではないと思われる。

V おわりに

実際の運用を踏まえて、「合意分割」の按分割合を決定する際の基準を中心に考察してきた。結論としては、現在の裁判所の運用に賛成するものであるが、その理由付けとして、民法上の財産的考慮を重視すべきでないとする。この問題は、結局のところ「本制度」が民法と社会保障法の双方の領域に関連するものであり、どちらの視点を重視するかによるものと思われる。我が国が、制度導入にあたり参考としたドイツの制度においても、双方の理念を達成することから、否定的な指摘³⁸がなされていた。そうすると、年金の老後の所得保障としての社会保障法上の役割は、重要なものであり、「合意分割」、「3号分割」との整合性との観点からも、「本制度」を社会保障法上の制度として捉えるべきではなからうか。よって、立法論としては、社会保障法上の役割の達成が減退することへの懸念より、一律按分割合2分の1とするか、または按分割合決定に際して家裁の関与といったものが必要であると思われる。

公表されている裁判例は、全て夫が第1号改定者、妻が第2号改定者といった、従来の夫会社員、妻専業主婦といった事例ばかりであった。夫婦の形が、多様化している現代においては、様々な裁判例の公表が望ましい。また、「離婚時年金分割に関する事件の概況」によると、数件ではあるが、審判においても按分割合50%以外の割合を定めた事案も存在した。それらについても、今後の「本制度」の利用に

おいて参考となる為、公表されることが望まれる。

ドイツでは、2009年に「年金権調整制度（Versorgungsausgleich）」に関して、大きな改正が行われている。これらの点についても参考にしながら、よりよい制度の構築に向けて、研究を進めていきたい。

-
- 1 その他、同様の制度を規律するものとして、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」及び「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」、「私立学校職員共済法等の一部を改正する法律」が制定された。
 - 2 本稿では、特に指示しない限り「年金」は公的年金を指すものとする。
 - 3 本稿では、山門優「離婚時年金分割制度の概要」調停時報160号（2005年）31頁に従い、厚年法第3章の2に規定される被扶養者でない者との年金分割を「合意分割」、厚年法第3章の3に規定される被扶養者である期間の分割を「3号分割」と呼ぶことにする。
 - 4 立法経緯等については、拙稿「離婚時の年金分割に関する一考察—民法学の視点から—」法学ジャーナル（関大院）80号（2007年）111-119頁。
 - 5 「本制度」は、「女性と年金」と題する6点あげられる検討テーマの一つとして議論されてきた。その中で最も時間を費やしたのは、国民年金の3号被保険者問題であった。
 - 6 2006年には、制度実施前に日本家族＜社会と法＞学会において、「離婚給付と年金分割」というテーマの下、「本制度」を取り上げて議論がなされている（家族＜社会と法＞23号（2007年）15頁以下）。
 - 7 社会保険庁 HP（<http://www.sia.go.jp/index.htm>）（最終アクセス2010年2月5日）参照。ただし、当事者双方が同時に年金分割を請求した場合には、「男性1件、女性1件、計2件」として算出している。

なお、平成19年4月から平成20年7月までの件数は、11,595件である。

8 「離婚時年金分割に関する事件の概況」家月60巻6号（2008年）141-151頁。

9 ただし、裁判所における調停、審判の後、同期間に社会保険庁へ遅滞なく改定請求をしているとも限らない為、単純に比較できない点には注意を要する（福田節也「離婚時における厚生年金の分割制度—認知とその要因」季刊家計経済研究80号（2008年）11頁）。

10 家月59巻9号35頁、判例評釈として右近健男「判批」リマークス37号（2008年）76頁。

11 家月59巻11号186頁、判例評釈として、右近・前掲注（10）76頁、拙稿「家事裁判例紹介」民商139巻1号（2008年）112頁。

12 家月59巻11号190頁。

13 家月61巻3号57頁。

14 家月61巻3号59頁。

15 家月61巻3号60頁。

16 家月61巻3号63頁。

17 家月61巻3号64頁。

18 家月61巻3号67頁。

19 裁判例（3）、（4）については、別居期間も比較的短期間であり、明白な破綻別居期間にあたらない為に、「特別の事情」には該当しないと判示しているが、裁判例（6）については、別居期間が約13年（婚姻期間30年）に及んでおり、前者の裁判例からは、「特別の事情」に該当するのではないだろうか。

20 岡健太郎「年金分割事件の概況について」判タ1257号（2008年）10頁。

21 菅家忠行「離婚時年金分割制度の要点と実務」ケース研究296号（2008年）149頁。

22 財産分与の清算的要素についても、「…家裁の実務では、2分の1ルールがほぼ定着した。」との指摘がなされている（本山敦『家族法の歩き方』

（日本評論社、2009年）64頁）。

23 高島淳子「年金分割—女性と年金をめぐる問題の一側面」ジュリ1282号（2005年）80頁。

24 犬伏由子「法的・実務的課題の検討」家族<社会と法>23号（2007年）97頁。

25 小島妙子「離婚時年金分割制度の位置づけ」家族<社会と法>23号（2007年）82頁、同時に下限についても取り決めるべきとの提案もなされる。

26 堀勝洋ほか『離婚時の年金分割と法』〔堀勝洋〕（日本加除出版、2008年）56頁。

27 山下正通・高原知明「国民年金法等の一部を改正する法律における厚生年金保険の標準報酬の改定の特例（離婚時年金分割制度）の創設及びこれに伴う人事訴訟法の一部改正の概要」家月57巻3号（2005年）78-79頁、国会の答弁においても、同様の趣旨の発言がなされていた（拙稿・前掲注（4）116頁）。

28 「…清算の対象となる財産の範囲は、同居が終了した時点（別居時）で存在した財産であり、…」（二宮周平『家族法（第3版）』（新世社、2009年）107頁）。

29 西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2005年）222頁。

30 「社会が高齢化・長寿化すると、…職域などの社会集団や国家が何らかの形で所得を保障すること（社会的扶養）が必要になる。このような所得保障制度の中心をなすのが年金制度である。」（河野正輝ほか『レクチャー社会保障法』（法律文化社、2009年）104頁）。

31 その他、「個人の預貯金であれば、インフレによる目減りを心配しなければならないが、スライド制を備えた現在の年金においては、実質価値の維持を図ることが可能になっている」（西村・前掲注（29）221頁）と指摘されるように、通常の財産とは異なり、社会保障制度としての役割を担っている。また、現在年金制度は、積立方式か

ら賦課方式へと段階的に移行されている（修正賦課方式）。

- 32 「被用者年金の事業主負担分（労働の対償ではなく法定福利費として労働者たる被保険者のために支出されるものと解される）や国庫負担部分についても、当事者双方の協力を認めることは難しいと考えられる」と指摘される（中益陽子「判批」季刊・社会保障研究37巻3号（2001年）310頁）。
- 33 「この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、…」（厚年法1条）。
- 34 「特別の事情」について、(6)の裁判例において、保険料の納付に関して、婚姻費用分担義務と同様に考えている点に鑑みると、一方的な有責配偶者については、按分割合を下げるといった扱いが可能のようにも思える。また、「3号分割」においては、第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。）を喪失しており、かつ、「離婚の届出をしていないが、夫婦としての共同生活が営まれておらず、事実上離婚したと同様の事情にあると認められる場合であつて、かつ、三号分割標準報酬改定請求をするにつき特定被保険者及び被扶養配偶者がともに当該事情にあると認めている場合」（厚年法施行規則78条の14第2号ロ）においても、分割請求が可能となる。そして、この事実上の離婚状態の判断に当たっては、社会保険庁の通知により、①別居していること、②別居期間中において、特定被保険者と請求者の間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと、③別居期間中において、特定被保険者と請求者の間に意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在しないこと、の3つの要件があげられる（家月60巻6号171-172頁）。つまり、この3要件に該

当する場合は、もはや今後の、夫婦の保険料共同負担の認識を想定できないとの判断であると思われる。このように捉えると、「合意分割」においても、上記3要件に該当するような場合には、事実上の離婚と同様の状況にあたり、「特別の事情」に該当し得るものと思われる。

- 35 「…年金分割は、夫婦が共同して形成した財産の清算ということではなく、夫婦で支払った保険料は夫婦双方の老後等のための所得保障としての意義を有しているものとの基本的認識の下にある制度であり…」との指摘がなされる（岡・前掲注（20）10頁）。
- 36 長期間の婚姻期間について、離婚時年金分割に関する情報提供請求においては、50歳以上であれば年金見込み額の提供を受ける事が可能な点を考慮すると、50歳が一つの目安になるのではなかろうか。
- 37 竹内修ほか「調停における離婚時年金分割Q & A」調停時報173号（2009年）59頁。
- 38 「広範にわたって民法的でないこの素材を民法典の離婚効果法に取り込み、そして家庭裁判所の管轄カタログの中に入れることが、基本的にはやはり問題なのだということである。将来抜本的な改正を、とりわけ主婦の独立年金の導入に連動して期待できるであろうが、その際には、この規律全体を詰めて考え直す必要が出てくるであろう。」との指摘がなされている（ヴォルフラム・ミュラー＝フライエンフェルス（小川浩三訳）「1985-1987年のドイツ連邦共和国における民法の発展」日独法学12号（1988年）38頁）。

〔追記〕本稿校正中に、常岡史子「年金分割の請求すべき按分割合を0.5と定めた例他」民商141巻2号（2010年）259・278頁に接した。

Abstract

The objective of this article is to consider "Pension Division by Agreement" which introduced in April 2007, and to seek the construction of a better system.

I analyze actual situation, precedent, scholarly opinion to achieve this objective.

Based to above, I came to have a opinion, this system has a greater affinity for social security act than for civil law.

Key words : Divorce, Pension division, Property distribution